



平成 29 年 5 月 11 日

各 位

会社名 瀧上工業株式会社  
代表者名 代表取締役社長 瀧上 晶 義  
(コード:5918 東証、名証第2部)  
問合せ先 取締役執行役員管理本部長 瀧上 定 隆  
(電話番号:0569-89-2101)

### 建設業法に基づく営業停止処分について

当社は、三重河川国道事務所発注の工事に関し、当社元東京支店長等が官製談合防止法違反への加功・公契約関係競売入札妨害・贈賄・国家公務員法違反（唆し）の罪等で刑が確定し、本日、国土交通省中部地方整備局から、建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令及び役員に対する同法第29条の4第1項の規定に基づく営業の禁止命令の処分を下記のとおり受けました。

本件に関しまして、ご関係の皆様にご多大なご迷惑とご心配をお掛けすることとなり、深くお詫び申し上げます。

当社は、今回の処分を厳粛かつ真摯に受け止め、全役員、全従業員が一丸となって、さらなるコンプライアンス体制の強化と再発防止策の徹底に取り組み、早期の信頼回復に最善を尽くす所存ですので、なにとぞご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 営業停止を命じられた営業の範囲

岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県の区域内における鋼構造物工事業に関する営業のうち公共工事に係るもの

(注1) 「鋼構造物工事業に関する営業」とは、注文者から鋼構造物工事業を請け負う営業をいう。

(注2) 「公共工事」とは国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

#### 2. 営業停止期間

平成29年5月26日から平成29年9月29日までの127日間

以 上